

令和 4 年

第 6 回八雲町議会臨時会

議 題

開会 令和 4 年 8 月 9 日

閉会 令和 4 年 月 日

八 雲 町

令和4年第6回八雲町議会臨時会議件一覧

[illegible]

議案第 1 号

令和 4 年度八雲町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度八雲町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,642 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,856,037 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 8 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		2,438,233	25,796	2,464,029
	1 基金繰入金	2,438,233	25,796	2,464,029
20 繰越金		57,552	1,716	59,268
	1 繰越金	57,552	1,716	59,268
21 諸収入		401,210	70,130	471,340
	4 受託事業収入	51,916	70,130	122,046
歳入合計		14,758,395	97,642	14,856,037

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 農林水産業費		837,223	27,333	864,556
	1 農業費	167,453	1,537	168,990
	3 水産業費	502,339	25,796	528,135
8 土木費		1,458,345	73,685	1,532,030
	2 道路橋りょう費	616,402	70,130	686,532
	4 都市計画費	566,235	3,555	569,790
14 職員費		1,867,588	△3,376	1,864,212
	1 職員費	1,867,588	△3,376	1,864,212
歳出合計		14,758,395	97,642	14,856,037

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新幹線建設工事発生土受入地購入事業	令和4年度から 農地法第5条許可 後、所有権移転登記 完了の日まで	1,462

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	2,438,233	25,796	2,464,029
20 繰越金	57,552	1,716	59,268
21 諸収入	401,210	70,130	471,340
歳入合計	14,758,395	97,642	14,856,037

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 農林水産業費	887,223	27,333	864,556
8 土木費	1,458,345	73,685	1,532,030
14 職員費	1,867,588	△3,376	1,864,212
歳出合計	14,758,395	97,642	14,856,037

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	25,796	1,537
0	0	70,130	3,555
0	0	0	△3,376
0	0	95,926	1,716

2 歳 入
 1 9 款 繰入金
 1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2, 164, 354	千円 25, 796	千円 2, 190, 150
計	2, 438, 233	25, 796	2, 464, 029

2 0 款 繰越金
 1 項 繰越金

1 繰越金	千円 57, 552	千円 1, 716	千円 59, 268
計	57, 552	1, 716	59, 268

2 1 款 諸収入
 4 項 受託事業収入

6 新幹線建設関連町道路面改修工事受託事業収入	千円 0	千円 70, 130	千円 70, 130
計	51, 916	70, 130	122, 046

節		説	明
区	分		
1	ふるさと応援基金 繰入金	千円 25,796	ふるさと応援基金繰入金 千円 25,796

1	前年度繰越金	千円 1,716	前年度繰越金 千円 1,716

1	新幹線建設関連町 道路面改修工事受 託事業収入	千円 70,130	新幹線建設関連町道路面改修工事受託事業収入 千円 70,130

3 歳 出

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	千円 33,735	千円 1,537	千円 35,272	千円	千円	千円	千円 1,537
計	167,453	1,537	168,990	0	0	0	1,537

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

4 漁業構造改善事業費	千円 392,508	千円 25,796	千円 418,304	千円	千円	千円 25,796	千円
計	502,339	25,796	528,135	0	0	25,796	0

節		説	明
区	分		
10 需用費	千円 1,537	機械器具等修繕料	千円 1,537

1 報酬	千円 1,225	会計年度任用職員サーモン種苗生産施設職員報酬	千円 1,225
3 職員手当等	129	会計年度任用職員サーモン種苗生産施設職員手当	129
4 共済費	282	社会保険料	282
8 旅費	202	会計年度任用職員サーモン種苗生産施設職員通勤旅費	202
10 需用費	6,806	サーモン種苗生産施設 消耗品費 機械器具等修繕料	935 5,871
11 役務費	105	運搬料 自動車損害保険料 廃棄物処理料	53 42 10
12 委託料	69	サーモン種苗生産施設除塵機点検業務委託料	69
13 使用料及び賃借料	624	サーモン種苗生産施設機器賃借料	624
15 原材料費	157	サーモン種苗生産施設原材料費	157
17 備品購入費	16,190	サーモン種苗生産施設備品購入費	16,190
26 公課費	7	自動車重量税	7

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
4 道路新設改良費	千円 96,000	千円 70,130	千円 166,130	千円	千円	千円 70,130	千円
計	616,402	70,130	686,532	0	0	70,130	0

8 款 土木費

4 項 都市計画費

5 下水道事業費	千円 416,092	千円 3,555	千円 419,647	千円	千円	千円	千円 3,555
計	566,235	3,555	569,790	0	0	0	3,555

1 4 款 職員費

1 項 職員費

1 職員給与費	千円 1,379,202	千円 △2,744	千円 1,376,458	千円	千円	千円	千円 △2,744
3 諸費	459,044	△632	458,412				△632
計	1,867,588	△3,376	1,864,212	0	0	0	△3,376

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 2,744	職員給	千円 2,744
4 共済費	632	共済組合負担金	632
10 需用費	314	消耗品費	89
		印刷製本費	125
		自動車燃料費	100
11 役務費	68	電話料	50
		自動車損害保険料	18
13 使用料及び賃借料	372	自動車借上料	291
		土木積算システム使用料	81
14 工事請負費	66,000	新幹線建設関連町道路面改修工事請負費	66,000

27 繰出金	千円 3,555	下水道事業特別会計繰出金	千円 3,555

2 給料	千円 △2,744	一般職給	千円 △2,744
4 共済費	△632	共済組合負担金	△632

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(279) 234	360,212	855,794	630,307	1,846,313	522,758	2,369,071	
補 正 前	(278) 234	358,987	855,794	630,178	1,844,959	522,476	2,367,435	
比 較	(1)	1,225		129	1,354	282	1,636	

(単位：千円)

職員手当等の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特別 勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	26,646	33,036	79,385	15,596	444	3,825	25,361		221,734
	補正前	26,646	33,036	79,385	15,596	444	3,825	25,361		221,654
	比 較									80
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	174,367	22,433	8,994	2,612	79		15,795		630,307
	補正前	174,318	22,433	8,994	2,612	79		15,795		630,178
	比 較	49								129

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(267)	360,212		70,064	430,276	66,151	496,427	
補 正 前	(266)	358,987		69,935	428,922	65,869	494,791	
比 較	(1)	1,225		129	1,354	282	1,636	

(単位：千円)

職員手当等の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特別 勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後									38,112
	補正前									38,032
	比 較									80
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	29,757	2,195							70,064
	補正前	29,708	2,195							69,935
	比 較	49								129

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
報 酬	1,225	その他の増減分		イ 会計年度 任用職員 ・報酬	1,225	◎サーモン種苗生産施設 整備事業に係る会計年度 任用職員 ・報酬1,225
職 員 手 当 等	129	その他の増減分		イ 会計年度 任用職員 ・期末手当 ・勤勉手当	129	◎サーモン種苗生産施設 整備事業に係る会計 年度任用職員 ・期末手当80 ・勤勉手当49
共 済 費	282	その他の増減分		イ 会計年度 任用職員 ・社会保険料	282	◎サーモン種苗生産施設 整備事業に係る会計年度 任用職員 ・社会保険料282

債務負担行為補正に関する調書

2 その他の債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	3年度末 までの支出 (見込) 額	4 年 支 出 額 予 定 額	5年度以降の支出予定額			
					金 額	財 源 内 訳		
						国 道 支 出 金	地方債	その他の 特定財源
新幹線建設工事発生 土受入地購入事業	令和4年度から 農地法第5条許可 後、所有権移転登記 完了の日まで	1,462						
現 況	自：令和4年度 至：令和8年度	1,462			1,462			1,462

議案第 2 号

令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,555 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 777,602 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 416,092	千円 3,555	千円 419,647
	1 他会計繰入金	416,092	3,555	419,647
歳入合計		774,047	3,555	777,602

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 169,226	千円 3,555	千円 172,781
	1 総務管理費	169,226	3,555	172,781
歳出合計		774,047	3,555	777,602

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	416,092	3,555	419,647
歳入合計	774,047	3,555	777,602

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	169,226	3,555	172,781
歳出合計	774,047	3,555	777,602

補正額の財源内訳			
特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	3,555
0	0	0	3,555

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	416,092	3,555	419,647
計	416,092	3,555	419,647

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 熊石地区施設管理費	33,764	3,555	37,319				3,555
計	169,226	3,555	172,781	0	0	0	3,555

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 3,555	一般会計繰入金 千円 3,555

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 3,555	機械器具等修繕料 千円 3,555

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

町営住宅使用料の支払に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 19 日

八雲町長 岩 村 克 詔

町営住宅使用料の支払に関する訴えの提起について

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 札幌市豊平区*****

氏 名 * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町営住宅使用料（以下「本件町営住宅使用料」という。）を負担する義務があるが、長期間にわたり本件町営住宅使用料を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅使用料の支払いを求めて、支払督促の申立てをしたところ、被告となるべき者から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされたものである。

3 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、滞納町営住宅使用料 302,800 円を支払うこと。
- (2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納町営住宅使用料 302,800 円に対する令和 4 年 3 月 1 日から完済まで年 3 分の割合による遅延損害金を支払うこと。

- (3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。
との判決を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、町営住宅**団地部屋番号**号（以下「本件町営住宅」という。）への入居を決定し、被告となるべき者は平成17年12月1日に本件町営住宅に入居した。
- (2) 被告となるべき者は、本件町営住宅を合意解約により平成31年2月8日に町へ明渡した。
- (3) 被告となるべき者は、平成23年3月分から平成25年12月分までの本件町営住宅使用料のうち、合計302,800円の支払いを怠った。
- (4) 町は、被告となるべき者に対し、滞納町営住宅使用料を支払わないことから、令和4年2月15日に催告書にて、令和4年2月28日までに滞納町営住宅使用料を支払うよう意思表示をした。
- (5) 町は、被告となるべき者から滞納町営住宅使用料の支払い期限を過ぎても何ら相談等の連絡がないことから、被告となるべき者に対し、滞納町営住宅使用料等の支払いを求めて、令和4年6月20日に支払督促の申立てをした。
- (6) この支払督促に対し、被告となるべき者から令和4年7月5日に分割払いを希望する旨の督促異議の申立てがなされた。
- (7) よって、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立てをした令和4年6月20日に、町が申立書の内容に記載の判決を求めて訴えの提起をしたものとみなされた。

5 訴えの提起をしたとみなされる日

令和4年6月20日（支払督促の申立てをした日）

6 管轄裁判所

札幌簡易裁判所

7 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 上記訴えに係る一切の行為を行う代理人として、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を指定する。
- (2) 被告となるべき者から滞納町営住宅使用料等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

町営住宅使用料等の支払に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 27 日

八雲町長 岩 村 克 詔

町営住宅使用料等の支払に関する訴えの提起について

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 北見市東相内町 * * * * *

氏 名 * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町営住宅使用料（以下「本件町営住宅使用料」という。）及び浄化槽使用料（以下「本件浄化槽使用料」という。）を負担する義務があるが、長期間にわたり本件町営住宅使用料及び本件浄化槽使用料を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅使用料及び本件浄化槽使用料の支払いを求めて、支払督促の申立てをしたところ、被告となるべき者から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされたものである。

3 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、滞納町営住宅使用料 1,259,400 円及び滞納浄化槽使用料 23,800 円の合計 1,283,200 円を支払うこと。
- (2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納町営住宅使用料 1,259,400 円及び滞納浄化槽使用料 23,800 円の合計 1,283,200 円に対する令和 4 年 3 月 1 日から完済まで年 3 分の割合による遅延損害金を支払うこと。

- (3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。
との判決を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、町営住宅**団地部屋番号**号（以下「本件町営住宅」という。）への入居を決定し、被告となるべき者は平成16年6月1日に本件町営住宅に入居した。
- (2) 被告となるべき者は、本件町営住宅を合意解約により平成25年7月17日に町へ明渡した。
- (3) 被告となるべき者は、平成18年10月分から平成25年7月分までの本件町営住宅使用料及び本件浄化槽使用料のうち、合計1,283,200円の支払いを怠った。
- (4) 町は、被告となるべき者に対し、滞納町営住宅使用料及び滞納浄化槽使用料を支払わないことから、令和4年2月15日に催告書にて、令和4年2月28日までに滞納町営住宅使用料及び滞納浄化槽使用料を支払うよう意思表示をした。
- (5) 町は、被告となるべき者から滞納町営住宅使用料及び滞納浄化槽使用料の支払い期限を過ぎても何ら相談等の連絡がないことから、被告となるべき者に対し、滞納町営住宅使用料及び滞納浄化槽使用料等の支払いを求めて、令和4年6月20日に支払督促の申立てをした。
- (6) この支払督促に対し、被告となるべき者から令和4年7月20日に分割払いを希望する旨の督促異議の申立てがなされた。
- (7) よって、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立てをした令和4年6月20日に、町が申立書の内容に記載の判決を求めて訴えの提起をしたものとみなされた。

5 訴えの提起をしたとみなされる日

令和4年6月20日（支払督促の申立てをした日）

6 管轄裁判所

北見簡易裁判所

7 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 上記訴えに係る一切の行為を行う代理人として、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を指定する。
- (2) 被告となるべき者から滞納町営住宅使用料及び滞納浄化槽使用料等を完

納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。

(3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

